

議会第 2 号

年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 中 野 重 則

年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書

いわゆる「年収の壁」は、手取り収入の減少を懸念する、パート等の短時間労働者の働き控えに繋がっており、中小企業を中心とした人手不足が深刻化となる中、所得税に関する「１０３万円の壁」や、社会保険料に関する「１３０万円の壁」など等様々な「壁」の見直しが課題となっている。

また、「１０３万円の壁」は、年収がこの額を上回る労働者にとって、課税額を算定するうえでの基礎的な控除額でもあることから、国においては、控除額の引き上げによって労働者の手取り収入を増やすための見直しに向けた議論が進められている。

様々な「年収の壁」の解消は、国民生活の向上や社会的課題の解決に大きく寄与することから、制度の改革は大変重要であり、国民目線の総合的な議論が望まれている。しかしながら、一方で制度改正による地方財政の悪化、住民に必要な行政サービスの低下等を招くといった懸念の声が上がっていることもあり、「年収の壁」の見直しにあたっては、地方財政に対する十分な配慮が求められる。

よって、下記の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請する。

- 1 制度改正に伴い地方税収が減少する場合は、臨時的な財源の確保に頼ることなく国による恒久財源による補填を行うなど、地方自治の推進に必要不可欠な地方財政の保持を前提とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

長野県塩尻市議会